

石綿による健康被害の救済に係る費用負担 に関する申し入れ

アスベストについては、健康被害への対応をはじめ、早急な対策が必要であるところから、当会としては、先般「アスベスト対策の強化に関する緊急提言」(別添)をまとめ、政府・与党に申し入れを行ったところである。

その中で、石綿健康被害の救済のための基金への公費負担については、「今回の事態が国の対応の遅れにより生じたものと考えられること、地方公共団体が既に様々な対策を講じ、今後の対応と合わせ多額の負担を余儀なくされていること等を踏まえ」、国の責任において対応するよう求めているところである。

しかるに、今回、政府から示された費用負担の考え方や保健所が救済措置の申請窓口と想定されていることなどを見ると、事前の相談もなしに、都道府県に対し負担を求めているだけでなく、その積算根拠や、都道府県に負担や役割を求める理由などが不明確であり、誠に遺憾である。

都道府県においては、既に相談体制の整備、健康調査、飛散防止対策等様々な対策を講じてきたほか、今後とも、公共施設のアスベスト除去や建築物の解体の監視強化等に多額の負担を余儀なくされている。

本来、健康被害者の救済は原因者である事業者負担を基本とし、また、今回の事態が国の対応の遅れによって生じたものであることを重く受け止め、健康被害者救済のための公費負担については、公害健康被害の補償等に関する法律の例にならい、国の責任において対応するよう強く申し入れる。

平成17年11月30日

全 国 知 事 会